

議案第 82 号

桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会設置条例案

桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会設置条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会設置条例

(設置)

第1条 本市において発生した新本庁舎建設事業に係る入札等不正行為(以下「入札等不正行為」という。)について、客観的かつ公正な第三者の立場から検証を行い、再発を防止するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に報告する。

- (1) 入札等不正行為に係る原因の分析に関すること。
- (2) 入札等不正行為に係る事務の検証に関すること。
- (3) 再発防止策の検討に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 行政経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による報告の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明若しくは報告又は資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開等)

第8条 会議は、公開しない。ただし、委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 委員会は、会議の概要を公表するものとする。

(報告)

第9条 委員会は、第2条の規定により市長に報告するときは、報告書を作成し、提出するものとする。

(報酬)

第10条 委員に支給する報酬の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

(1) 第2条に規定する事項に係る業務に従事したものとして市長が認める場合
1時間当たり1万円

(2) 第6条の会議に従事した場合 1日当たり2万円

2 前項の報酬の支給方法については、同項第1号の規定により支給するものにあつては桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桐生市条例第18号)の規定の例により、同項第2号の規定により支給するものにあつては特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例(昭和31年桐生市条例第19号)の規定の例による。

(守秘義務)

第11条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は第2条の規定による報告の日から起算して2か月を経過した日に、その効力を失う。ただし、第11条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

議 案 説 明

議案第 82 号 桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会設置 条例案

本市において発生した新本庁舎建設事業に係る入札等不正行為について、客観的かつ公正な第三者の立場から検証を行い、再発を防止することを目的に本市の附属機関として委員会を設置するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、条例を制定しようとするものです。